

市営住宅における子育て支援住宅の入居要件等（案）

1 子育て支援住宅について

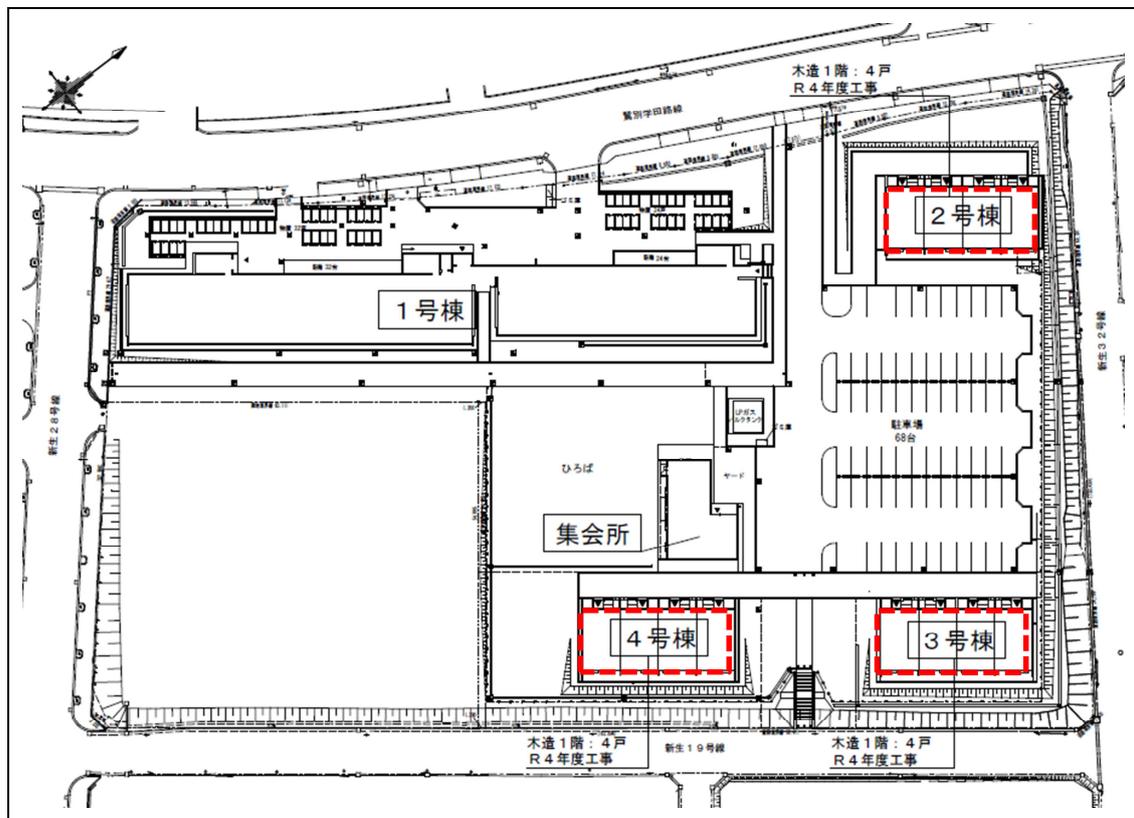
少子化が急速に進む社会情勢において、本市では、建替事業中の千代の台団地を「地域で、子どもから高齢者まで「見守る」千代の台団地」をテーマに掲げて整備しており、地域住民の高齢化や減少が進んでいる中、子育て世帯向けの住宅を一定量確保することにより地域の活性化を支援するとともに、若年世帯の居住の確保を促進するため、登別市営住宅等長寿命化計画において千代の台団地に子育て支援住宅を建設することとしています。

2 子育て支援住宅の概要

(1) 概要

- ア 建設戸数 3棟12戸（2号棟～4号棟）
- イ 建設年度 令和4年度（令和5年3月供用開始予定）
- ウ 構造 木造平屋建
- エ 間取り 2LDK 69.97㎡（予定）

(2) 配置図



3 子育て支援住宅の入居要件等（案）

子育て支援住宅は、子育て世帯向けの特定目的住宅として、子育て世帯に対して適切かつ継続的に住宅を供給する必要があります。

そのため、子育て世帯として入居後に子どもの成長等により施策の対象外になった場合、新たな子育て世帯を継続的に受け入れていく仕組みを整える必要があることから、次のとおり入居要件及び入居期限、住宅の明渡し等について条例等で定めます。

（1）入居要件

登別市営住宅条例の入居資格を満たしている者で、現に小学校就学の始期に達するまでのものと同居し、または同居しようとする入居申込者のうちから入居者を決定するものとします。

（2）入居期限

同居又は同居しようとする小学校就学前の子どもが中学校（盲・ろう・養護学校中等部等）に就学する3月31日までとし、なお、これに該当する者が2人以上あるときは、年齢が低い者とします。又は、入居日から12年間を経過する日の年度末までとし、入居期限を延長することはできません。

（3）住宅の明渡し

入居期限が到来した入居者に対して当該住宅の明渡し請求を行うこととし、その旨を当該入居者へ通知します。

住宅を明け渡すこととなった入居者は、収入基準を超えている場合や滞納家賃がある場合などを除き、他の市営住宅への住み替え（特定入居）を行うことができ、住み替えに必要な経費は入居者の負担とします。

4 意見公募後のスケジュール

時 期	内 容
令和3年度	<ul style="list-style-type: none">・意見のとりまとめ・登別市営住宅審議会からの答申・市営住宅における子育て支援住宅の入居要件等（案）の調整・観光・経済委員会で意見公募の結果を報告・令和4年第1回登別市議会定例会に登別市営住宅条例の一部改正（案）を提出
令和4年度	<ul style="list-style-type: none">・建設工事・令和5年3月供用開始（予定）